

## 第57号議案

中野区囲町地区における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和4年6月22日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

囲町地区地区計画の変更に伴い、適用区域、建築物の用途の制限等について規定を整備する必要がある。

## 中野区囲町地区における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

中野区囲町地区における建築物の制限に関する条例（平成28年中野区条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条中「平成27年中野区告示第126号」を「令和4年中野区告示第76号」に改める。

第4条第1号イ中「作業場で」を「作業場（以下「食品製造業を営む店舗等」という。）で」に、「工場で」を「工場（以下「印刷工場」という。）で」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) B地区 工場（食品製造業を営む店舗等で床面積の合計が50平方メートル以内のもの及び印刷工場で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のものを除く。）

第6条中「A地区」の次に「及びB地区」を加える。

第8条中「A地区」の次に「及びB地区」を加え、同条ただし書中「のいずれかに該当する」を「に掲げる地区整備計画の地区の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) A地区 次のいずれかに該当する場合

ア 歩行者デッキ（歩行者の用に供する高架の通路をいう。）又はそれを支えるための柱

イ 落下物の防止その他歩行者の安全性を確保するために必要なひさし

- (2) B地区 落下物の防止その他歩行者の安全性を確保するために必要なひさしである場合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。